



ある商標登録手続

鼎 博之*

2003年7月31日、東京高等裁判所において、私は、ある商標の審決取消訴訟事件の判決言い渡しに立ち会った。結果は、私の予想通り特許庁の審決を維持するというものであった。こうして出願から8年3ヵ月を経た商標登録手続がようやく一応の終結をみた。

この商標登録事件の経緯を要約すると次の通りであった。

平成7年4月25日 商標登録出願
平成9年4月18日 出願公告
平成9年6月17日 登録異議申立
平成10年9月14日 登録拒絶査定
平成10年12月18日 審判請求（登録拒絶査定に対する請求）
平成12年9月28日 審決（原査定を取消す。本願商標を登録すべきものとする。）
平成13年3月29日 無効審判請求
平成14年6月4日 審決（本件審判の請求は成り立たない。）
平成14年10月3日 東京高裁への審決取消訴訟提起
平成15年7月31日 東京高裁判決（原告の請求棄却）

パテント誌2003年2月号に東京地裁の飯村判事による知財訴訟における迅速審理の実情の紹介記事がある。これによると、「（東京地裁における知財本訴の）既済事件の審理期間の平均は、平成13年には、約12ヵ月程度で推移し、10年前と比較すると、おおむね半減し、審理の迅速化が著しい。審理期間に関しては、『司法制度改革審議会意見書』で示されている目標、すなわち、23.1ヵ月（平成11年の平均）をおおむね半減するという目標を達成している。」とのことであり、知財事件の審理は確かに速くなった。

特許庁における手続と裁判所における手続とはいくつか差異があるが、そのうち大きなものは、2つある。1つは、審理期間である、特許庁における知的財産権の登録手続にある程度の期間がかかるのはやむを得ないとしても、いくつかの改善点はあると思われる。東京地裁におけるように一応の審理期間の目標を設けることである。目標を設定することにより、人的物的な資源を整えることができる。

2つ目は、口頭審理の実施である。特許庁における無効審判事件については、口頭審理が原則とされている（特許法145条1項本文）。ところが、実務では、逆に書面審理が原則であると思われる。現に上記事件の特許庁における無効審判事件の1年3ヵ月の審理期間中においては、一度も口頭審理は行われなかった。一方、上記事件の東京高裁における約7ヵ月の審理期間中に口頭審理は4回行われた。5回目は、判決言い渡しであった。口頭審理を行うことにより、事件の当事者双方が審判をおこなう審判官の疑問に答えることができる。また、審判官の質問に答えることにより審判官がどこに審理の重点を置いているかを見極めができる。そのような双方向の議論により、争点が明確になり、必要な証拠もそれに対応して提出することができるようになる。これらの手続により、事件当事者の納得を得るとともに、結果として審理期間も早くなると思うのだが、いかがなものだろうか。

（原稿受領 2003.8.14）

*弁護士

